

博士学位申請論文 概要書

早稲田大学大学院政治学研究科 博士後期課程

小林 卓人 (31171504-3)

論文題目

On Justifying Political Procedures: A Comparative Investigation into Theories of Procedural Values

(政治的手続きの正当化について：手続き的価値の諸理論の比較精査)

概要

本論文は、政治的手続きの比較評価および正当化に関する規範的枠組みを「手続き的価値の理論 (theories of procedural values)」と総称し、既存の諸理論に批判的検討を加えた上で、本論文が「社会的平等に基づく多元主義 (Social Egalitarian Pluralism)」と呼ぶ理論を、既存のものよりも有望な理論として提示・擁護するものである。

手続き的価値の諸理論を比較精査するにあたって、本論文は、(1) それら諸理論は政治的手続きのいかなる特性を手続き的価値として特定しているか、(2) それら諸理論はどのような規範的理由に基づいてその特性を価値として説明するか、および、(3) それら諸理論は、異なる手続き的諸価値の間にカテゴリカルな優先順序を設けるかどうか (設ける場合には、それほどのような規範的理由に基づくか)、に着目する (第1章)。この観点から、既存の諸理論を以下のように区分する：

- 政治的意思決定において全ての個人を行為者として包摂するという手続きの特性を、何らかの自由の理念——著者性としての自律、アカウントビリティとしての自律、支配の不在——に基づいて、非道具的価値として説明し、道具的価値に対して優先するもの (第2章)。
- 政治的意思決定における全員の影響力を平等にするという手続きの特性を、平等な尊重——とりわけ各人の政治的能力への平等な尊重——の理念に基づいて、非道具的価値として説明し、道具的価値に対して優先するもの (第3章)。
- 良い政治的帰結をもたらす傾向性という手続きの特性を、被治者の道徳的独立や実質的利害関心に訴えかえることで、道具的価値として説明し、非道具的価値に対して優先するもの (第4章)。
- 政治的意思決定における全員の影響力を平等にするという手続きの特性を、各人の平等者としての社会関係の構成要素として、非道具的価値として説明

するもの（第5章）。

本論文が提示および擁護する「社会的平等に基づく多元主義」は、以上の既存理論の中でも、第5章で検討する「社会的平等」の理念に基づく理論を、道具主義の立場から向けられる批判への応答を通じて洗練したものである。この理論によれば、私たちは政治的手続きに備わりうる諸特性の中でも、各人の平等者としての社会関係を構築および維持することに寄与する諸特性を価値づけるべきである。既存の理論がこの観点から政治的平等（＝政治的決定に平等な影響を与える機会）の保障に主に着目するのに対して、本論文が提示する理論は、社会的平等主義の観点から、「正しい決定」を生み出す傾向性をはじめとした、手続きの道具的価値をも価値づけるべきである、という含意を有する（第5～7章）。

本稿は、以上のように、既存理論の網羅的な批判的検討と新たな理論の提示・擁護を通じて、政治的手続きの比較評価基準に関する先行研究上の論争に対して貢献する。この研究の主たる文脈・背景は、以下の二つの事実に注目することで説明される。

- ① デモクラシー理論における既存の研究の多くが、「政治的手続きの価値」に関する特定の見解を明示的に擁護するか、または黙示的に受容しているという事実
- ② 政治的手続き（政治体制）としてのデモクラシーを批判し、何らかの意味で「非民主的な」政治的手続きの正当化可能性を探究する研究が多くなされているという事実

以下、それぞれについて説明する。

①第一に、デモクラシー理論における既存の研究の多くは、主に二つの問いに取り組んできた。一つは、民主的な政治的手続きには複数の制度構想が成立しうるが、いずれの制度構想が最も擁護可能であり、またそれはなぜかを問う「どのようなデモクラシーか」という問いである。もう一つは、デモクラシーは他の（非民主的な）政治的手続きよりも擁護可能か、また（そうだとしたら）それはなぜか、を問う「なぜデモクラシーか」という問いである。いずれの問いも、現代の規範的政治理論における主要な問いとして扱われており、膨大な先行研究が生み出されている。

しかし、以上のいずれの問いへの取り組みも、以下のような論理的に先行する規範的問いへの何らかの回答を前提とする。すなわち、様々な政治的手続きを比較評価し、その一つを他に対して正当化するにあたって、いかなる基準が用いられるべきか、を問う「どのような基準か」という問いである。この問いに対しても、先に列挙したような複数の回答が明示的に提示されてきたか、または黙示的に受容されてきた。道具的基準は、政治的手続きを何らかの良い帰結を生じさせる傾向性によって比較評価する。非道具的基準は、政治的手続きを帰結の質には直接関連しない何らかの「手続き自体の」特性によって比較評

価する。これらの基準のいずれを（どのような規範的理由から）採用するか、また複数の基準の間にカテゴリー的な優劣は存在するか否か、といった点について様々な見解が提示されている。

本論文は、これら複数の見解——手続き的価値の諸理論——のいずれが規範的にみてより有望であるかを問うものである。この問いに取り組みぬままにはじめの二つの問いに回答しようとする、政治的手続きの評価基準を共有していない対抗的見解に対する論点先取を行なってしまうかねない。したがって、はじめの二つの問いに対するいかなる特定の回答も前提としない形で、第三の問いに対する諸回答の比較精査は、政治的手続き（およびその具体的な制度構想）の比較評価を可能にするために必要である。

②第二に、本論文の文脈・背景は、「なぜデモクラシーか」という問いに関連させつつ、以下のようにも説明されうる。デモクラシーこそが望ましい政治的手続きであるという見解は現代の規範的政治理論において広く共有されてきたが、近年の研究動向では、この見解に異議を唱える研究が多く現れている。例えば、政治的知者とされる人々に対してより多くの政治的影響機会を保障する「エピストラシー（知者による支配）」や、投票に基づく選挙を廃してランダムな手続きによって公職者や政策を選択する「ロトクラシー（籤による支配）」といった政治的手続きが提案されている。これらの制度提案は、現実社会のデモクラシーへの懐疑によって動機づけられている。そうした懐疑は、例えば、一般有権者の政治的知識や合理的推論能力の欠如についての懸念や、代表者をコントロールするためのメカニズムとしての選挙の不十分性についての懸念といった形で表明されている。

デモクラシーの正当化可能性について懐疑的な人々にとってはもちろん、それが正当化可能であると現在のところ考えている人々にとっても、こうした非民主的な政治的手続きの提案は真剣な吟味に値するものであり、その経験的および規範的根拠を注意深く理解すべきものである。この理解の一環として、デモクラシーの支持者と批判者が依拠する「手続き的価値の理論」を明らかにし、その規範的なもつともらしさを精査することが重要となる。この試みはまた、私たちの多くが暗黙の裡に受容しているであろう様々な「デモクラシーを支持する理由」の一つひとつについて、それが本当にデモクラシーの支持理由として十分であるか否かを問い返すことにもつながる。

この点について、本論文は以下のような含意を有する。第2部で筆者が提示・擁護を試みる「社会的平等に基づく多元主義」によれば、デモクラシーによる政治的平等の実現は、デモクラシーの主要な非道具的価値として評価されうるものの、非民主的な政治的手続きの導入を禁じるほどに強力なデモクラシーの支持根拠にはならない。エピストラシーやロトクラシーは、平等な社会関係の構築・維持に対してデモクラシーよりも道具的に貢献する可能性があり、その理由でデモクラシーよりも正当化されうる可能性がある。このことを明示的に是認する点が、現在の研究動向における本論文の特徴である。

冒頭で述べたように、既存の手続き的価値の諸理論は、何らかの規範的理念を参照しつつ、政治的手続きの何らかの特性を価値として説明する試みとして理解されうる。本論文

はそうした諸理論の比較精査を主題としているため、方法的論点としては、比較精査のための基準の提示が求められる。筆者はこの方法的論点に以下のように取り組む（第1章）。

まず、本論文では、同様の主題に取り組む先行研究の多くが、精査の方法として「デモクラシー志向的アプローチ」を採用している点をまず批判する（第1章）。このアプローチでは、手続き的価値の諸理論の比較評価は、それらの理論が民主的な政治的手続きに対してどれだけ頑健な正当化根拠を与えられるか、という点に着目して行われる。したがって、例えば、デモクラシーを道具的価値に基づいて正当化しようとする見解は、非民主的な政治的手続きの正当化可能性を排除しきれないため望ましくない、といった議論が展開される場合がある。しかし、政治的手続きの比較評価基準はどのようなものであるべきかという問いは、どのような政治的手続きが実際に正当化されうるかという問いに対して論理的に先行する。そのため、デモクラシー志向的アプローチは、非民主的な政治的手続きの正当化可能性をはじめから否定していない見解に対して論点を不当にも先取りしている。

本論文の独創性の一つは、このような論点先取的なアプローチを回避し、手続き的価値の諸理論を比較精査するための新たな基準を提示する点にある。その基準とは、政治的手続き一般にまつわる二つの道徳的問題に対して、それらがなぜ問題であるのかを説明し（＝診断）、かつ、政治的手続きの何らかの特性を保障することによって、それらの問題が少なくとも理想的には解決されうる仕方を示すこと（＝取り組み）において、いずれの理論がよりもっともな見解を提示しているか、というものである。

政治的手続きにまつわる二つの道徳的問題とは、以下の通りである。第一に、政治的手続きは、各人を拘束する政治的決定を作成することで、各人の様々な行為のコストと便益や、各人の法的位置（権利や義務、権限や責任など）を、当人にとって回避し難い仕方で大きく変化させうる。この事実を、政治的権力への不可避の従属（Inescapable Subjection）と呼ぶ。第二に、政治的手続きは、政治的決定への影響機会を分配することで、全員の人生に影響を与えうるような決定に誰が携わりうるのかを定義する。この事実を、政治的意思決定における対人的支配（Interpersonal Ruling）と呼ぶ。これら二つの事実、少なくとも一見したところ、いかなる政治的手続きにおいても生じる道徳的問題である。したがって、手続き的価値の理論には、これらがなぜ問題なのか、またこれらは政治的手続きのどのような特性によって、どのような仕方で解決されうるのか、の説明が求められる。このアプローチは、異なる理論の支持者が共通して理解しうる政治的手続きの道徳的問題に焦点を当て、それらについての説明力をもって諸理論の比較精査を行う点で、デモクラシー志向的アプローチに比べて論点先取的でない。

本論文の最も中心的な主張は、既存の非道具主義的あるいは道具主義的な代表的見解のいずれも上述の二つの道徳的問題に対する診断と取り組みに失敗するのに対して、筆者が提示する「社会的平等に基づく多元主義」はその診断と取り組みに成功する、というものである。この議論を通じて、「社会的平等に基づく多元主義」が手続き的価値の理論として有望であることを示す（第5章）。さらに、投票制や代表制といった典型的な政治的諸制度

に対するこの理論の規範的含意をも示すことで（第6～7章）、現代デモクラシー理論に貢献することが本論文のねらいである。

目次

序論

- 0.1 背景と動機
- 0.2 本論文の目的
 - 0.2.a 先行研究の概観
 - 0.2.b 本論文の貢献
- 0.3 各章概要

第1章 手続き的価値の諸理論

- 1.1 政治的手続きの正当化
- 1.2 手続き的価値の理論
 - 1.2.a 特定
 - 1.2.b 説明
 - 1.2.c 優先順序づけ、および方法論的考察
 - 1.2.d 手続き的価値の理論の実践的要点
- 1.3 政治的手続きを理解する
 - 1.3.a 政治的手続き：約定的定義と区別
 - 1.3.b 政治的手続きの道徳的問題
- 1.4 非道具的／道具的という区別
 - 1.4.a 手続き的価値：非道具的・道具的
 - 1.4.b 正当化：非道具的・道具的
 - 1.4.c 諸理論：非道具主義・道具主義
- 1.5 デモクラシー志向的アプローチに抗して
- 1.6 なぜ権威や正統性を扱わないのか

第1部 既存の諸理論：批判的レビュー

第2章 自由と行為者的参与

- 2.1 手続き的特性としての行為者的参与
- 2.2 著者性としての自律
- 2.3 他者支配的権力の異論
 - 2.3.a 異論の内容
 - 2.3.b 予期される応答

- 2.4 アカウンタビリティとしての自律
- 2.5 正当化への権利は意志的な政治的影響を要請するか
- 2.6 非支配説
 - 2.6.a コントロールを定義する
 - 2.6.b 集団的コントロールと個人の非支配
- 2.7 非支配説への異論
 - 2.7.a コントロールへの分有はコントロールに十分似ているか
 - 2.7.b 個人のコントロールは不要か
 - 2.7.c 公的支配を最小化すれば十分か
 - 2.7.d 誰も国家や人民をコントロールしていないということ

第3章 政治的能力の平等な尊重

- 3.1 政治的分配的平等
 - 3.1.a 定義
 - 3.1.b エピストクラティックな政治的不平等に対して
- 3.2 政治における真理
 - 3.2.a 政治においては最小限の真理さえ存在しないか
 - 3.2.b 政治においては最小限の手続き独立的真理は存在しないか
 - 3.2.c 政治的専制への懸念
- 3.3 反-順序づけの見解
- 3.4 反-順序づけの見解に抗して
 - 3.4.a 他者支配的権力の異論、再び
 - 3.4.b 道徳的無能性を含まない政治的無能性
- 3.5 反-集約の見解
- 3.6 反-集約の見解に抗して
 - 3.6.a 第一のケース：刑事裁判
 - 3.6.b 第二のケース：代議制統治
 - 3.6.c 過剰一般化の問題の要約

第4章 政治的道具主義

- 4.1 定義に関する問い
 - 4.1.a 道具的な手続き的価値を特定する
 - 4.1.b 実質的基準：多様化と収斂
- 4.2 適用に関する問い
 - 4.2.a 直接的な経験的比較
 - 4.2.b 推測的比較：アナロジーへの訴えかけ
 - 4.2.c 推測的比較：数理モデルの適用

- 4.2.d 適用に関する問いについての結語
- 4.3 正当化に関する問い
- 4.4 道徳的独立への要求
- 4.5 良き政治的帰結への実質的要求
- 4.6 異論を招く最適の問題
 - 4.6.a 規範的政治理論における事実のステータス
 - 4.6.b 事実への満足
 - 4.6.c ブレナンのエピストクラシー擁護論：批判
 - 4.6.d 予期される応答

第2部 社会的平等者たちの政治的制度

第5章 社会的平等に基づく多元主義に向けて

- 5.1 社会的平等
- 5.2 社会的平等の構成要素としての政治的平等
 - 5.2.a 社会的平等に対する政治的平等の必要性
 - 5.2.b 政治的手続きの諸問題に対する診断と取り組み
- 5.3 他の非道具主義的理論との比較
 - 5.3.a 非-希薄性
 - 5.3.b 理想的な実現可能性
 - 5.3.c 他者支配的権力に対する頑強性
 - 5.3.d 平等な政治的影響：理性的および意志的
 - 5.3.e 平等な政治的能力の主張の回避
- 5.4 社会的平等の価値に関する中間考察
- 5.5 道具主義的異議
 - 5.5.a 社会的平等への因果的寄与
 - 5.5.b 社会的平等に基づく道具主義
- 5.6 社会的平等に基づく多元主義
 - 5.6.a 純粹性の拒絶
 - 5.6.b 優先性の拒絶
 - 5.6.c 非妥協的要請としての〈手続き的原理〉
 - 5.6.d 条件付きの政治的不平等を受容することの整合性
- 5.7 好ましくない諸条件の除去の要請
- 5.8 非道具主義的理論の改良？
- 5.9 無条件の政治的平等に抗して
- 5.10 社会的平等に基づく純粹道具主義に抗して
 - 5.10.a コロドニーに対するヴィーホフの異議の再構成

5.10.b 社会的平等に基づく多元主義の擁護

第6章 公正としての正義における政治的不平等

- 6.1 公正としての正義と不平等な投票権
- 6.2 複数投票の「正義」：諸自由のトレードオフ原理
 - 6.2.a 予備的区別：原理的正義と正当化可能性
 - 6.2.b 諸自由のトレードオフ原理
- 6.3 非理想情況
- 6.4 公正としての正義：社会的平等に基づく多元主義の例示
- 6.5 予期される異論
 - 6.5.a 正義感覚に基づく異論
 - 6.5.b 自尊に基づく異論
 - 6.5.c 公共的理性に基づく異論

第7章 政治的 대표における社会的ヒエラルキー

- 7.1 代表とヒエラルキーのパズル
- 7.2 委任説
 - 7.2.a 提示された解決策
 - 7.2.b 個別化された劣位性の問題
 - 7.2.c 個別化された劣位性を回避する方法はあるか
- 7.3 インセンティブ付与説
 - 7.3.a インガムの解決策
 - 7.3.b インガムの解決策の問題点
- 7.4 政治的代表はいかにして正当化されうるか
 - 7.4.a 政治的代表の道具的価値
 - 7.4.b 異論を招くヒエラルキー的含意をいかにして軽減するか

結論

- 8.1 非道具主義の諸理論との比較
- 8.2 道具主義の諸理論との比較

参考文献表

各章の要約

第1章では、用語の定義や方法上の予備考察を行う。その要旨は序論の要旨と併せて「概要」の欄に示したため、以下では第2章以降の要約を行う。第2章以降は二部から構成される。第1部（第2～4章）では、非道具主義または道具主義として提示されてきた既存の手続き的価値の諸理論を批判的に検討する。第2部（第5～7章）では、社会的平等の理念に依拠する非道具主義的な理論、およびそれが直面する重要な異論を紹介したのち、異論を克服するための最良の理論として、社会的平等に基づく多元主義を提示し、その制度的含意を探究する。

第1部 既存の諸理論：批判的レビュー

第2章 自由と行為者の参与

第2章では、自由概念に結びつけてしばしば論じられるいくつかの理念に基づいて、政治的意思決定において全ての人を行為者として包摂することを要請する非道具主義的な諸理論を批判的に精査する。具体的には、以下のような理論を検討する：

- ① 「著者性としての自律」の理念に基づき、政治的諸権利の普遍的保障を要請する理論 (§§2-3)
- ② 「アカウントビリティとしての自律」の理念に基づき、政治的諸権利の普遍的保障を要請する理論 (§§4-5)
- ③ 「支配の不在としての自由」の理念に基づき、政治的諸権利の普遍的保障を要請する理論 (§§6-7)

①「著者性としての自律」に基づく理論は、ある人に重要な仕方で影響を与える決定に対する当人自身による影響機会を保障することを、当人の自律的行為者性への尊重の構成要素として要請する。キャリアや配偶者の選択などといった文脈でこうした仕方で自律の尊重が要請されるのと同様に、政治的意思決定においても、自律の尊重のために各人の政治的影響機会を保障すべきと論じられる (§2)。

しかし、この理論に対しては、「政治的意思決定に影響を与えることは、自身のみならず他者の人生にも（当の他者の受容や同意なく）深甚な影響を与えることである」という事実に基づく異論が提示されている。本論文は、「著者性としての自律」に基づく理論がこの「他者支配的権力の異論」に対し脆弱であること、および、その脆弱性のために同理論は対人的支配についての説明力の欠いていること、の二点を論じる (§3)。

②「アカウントビリティとしての自律」に基づく理論は、様々な行為や制度が適切な仕方で正当化されることへの各人の道徳的権利を重視する。この道徳的権利に基づき、あらゆる政治的決定の正当化根拠が公共的に吟味されうることを保障しうる政治的制度が要請

される。R・フォアストは、この議論を通じて、公共的正当化実践の必要条件として、政治的諸制度を民主的なものとする道徳的要請の根拠づけを試みている (§4)。

しかし本論文は、この理論が各人の理性による政治的影響(=個々の政治的決定の是非について、自身の見解を他者が受け入れられるよう説得すること)への機会の普遍的保障を支持しうることは認めつつも、それは必ずしも意志による政治的影響(=投票など、選好や判断の表明自体によって結果に影響を与えること)への機会の普遍的保障を支持できない、と論じる (§5)。したがって、少なくともフォアストの文献から再構成された「アカウントビリティとしての自律」に基づく理論は、正当化への権利というもっともらしい規範的基礎に依拠することで不可避の従属と対人的支配の問題を診断しうるものの、それが重要視する特性(=理性による影響機会と意志による影響機会双方の普遍的かつ平等な分配)が、これらの問題に取り組むためになぜ必要なのかについて、十分に説明していない。

「支配の不在としての自由」に基づく理論は、共和主義理論における「支配(domination)」概念(≡誰かの選択に干渉する十分な機会を他の行為者が有すること)に着目し、その回避としての自由を実現するための必要条件として、全員の参加機会を保障するような政治的手続きを要請する。この理論は、決定の影響を被る人がその決定を何らかの仕方でコントロールすることが、当人の非支配としての自由の享受に構成的に寄与する、という見解に依拠する。この見解の含意として、全員に影響を与える政治的決定が非支配としての自由と両立可能であるためには、全員が「人民によるコントロール(popular control)」に対して平等なシェアを有することが必要である、とされる (§6)。

しかし本章は、政治的決定に対する人民によるコントロールへの各人のシェアが、政治的決定に対する各人によるコントロールを有意に確立してはならず、そのため政治的決定による支配(domination)が回避できないことを指摘し、この問題に対する様々な応答策が失敗することを論じる。その結論として、「支配の不在としての自由」に基づく理論は、不可避の従属と対人的支配の問題の診断には成功しうるものの、それらがいかにして解決されるのかを(理想理論としても)十分に説明できていない、ということを示す (§7)。

第3章 政治的能力の平等な尊重

第3章では、政治的能力の平等な尊重の理念に基づいて政治的平等(政治的影響機会の平等分配)を要請する非道具主義的理論を批判的に精査する。このような理論は、政治的能力(何が政治的になされるべきかについての判断を下す能力)の差異に応じて政治的権利を不平等に分配する政治的手続きである「エピストクラシー」への異論を提示することを主目的としている (§1)。具体的には、大別して以下の二つの見解が展開されている：

- ① 反-順序づけの見解：各人の政治的能力の差異を認めない見解 (§§3-4)
- ② 反-集約の見解：より高い政治的能力を有する人々の集団がより正しい決定を下す見込みが高いことを否定する見解 (§§5-6)

以上の二つの見解についての本章の評価は、いずれも自ら提示している主要な主張の支持に失敗している、というものである。

①反-順序づけの見解は、実質的な善や正義の基準について広範な不合意があるという事実、およびそうした不合意のもとにある全員の規範的判断を等しく尊重すべきであるという規範的見解に基づき、政治的判断能力における個人間の優劣を公共的に表明することへの道徳的禁止を提示する。不平等な政治的権利の根拠となりうる政治的能力の順序づけを拒絶することで、この見解は政治的平等を要請する (§3)。しかし本章は、反-順序づけの見解が抱える複数の問題を指摘する。第一に、政治的能力を尊重されるための要件として政治的権力の保障を支持するこの見解は、「著者性としての自律」に基づく見解と同様に、他者支配的権力の異論を招きうる。第二に、この見解は「政治的能力」を「道徳的能力」として（暗黙裡に）読み替える傾向にあるが、政治的能力の差異は必ずしも道徳的能力の差異に言及しない仕方でも指摘されうる (§4)。

②反-集約の見解は、D・エストランドの「人口学的異論」に代表される見解である。エストランドによれば、個人間の政治的能力の順序づけが正当化されうる可能性が認められてもなお、「より有能な人々がより多くの政治的影響機会を有する手続きは、全員が平等な影響機会を有する手続きに比べ、より良い政治的決定を下す見込みが高い」という見解に対して、「理に適った観点からの異論」が成立する。というのも、「より有能な人々」の人口学的特徴に相関する何らかのバイアスによって、集団全体として正しい決定を下す見込みが有意に低下する、という可能性が考えられるからである (§5)。しかし本章は、少なくともエストランドの依拠する「公共的理性」の枠組み（＝政治的制度の編成について、「理に適った観点」から異論を向けられうる規範的見解を退ける枠組み）のもとでは、「人口学的異論」の成功条件が不当なほどに低い、ということを指摘する。例えば、エストランド自身の基準にしたがう限りでは、刑事裁判や代表制といった制度についても人口学的異論が成立し、反直観的なほどに多くの制度が公共的理性の枠組みの中で退けられてしまう可能性がある。本章はこの可能性を、反-集約の見解に対する帰謬的議論として提示する (§6)。

第4章 政治的道具主義

第4章では、政治的道具主義（以下、道具主義）を批判的に精査する。第2-3章で検討した理論とは異なり、道具主義は、手続きがどのように編成されているか自体には関心がなく、手続きが良い政治的帰結を生み出す見込みがどれだけ高いかに関心を抱く。このように帰結主義的な構成を有する道具主義は、理論的単純さという美点を有するように思われるものの、本章では道具主義が一見したよりも複雑な理論（群）であり、特に以下のような困難な問いに取り組む必要があることを指摘する。

①定義に関する問い (§4.1)：道具主義は、「望ましい政治的帰結」の基準と、それに基づく「道具的な手続き的価値」の定義が与えられない限り利用不可能であり、それらの基準が共有されない限り、「道具主義」の名の下にも複数の（相容れない可能性がある）理論が成立しうる。この問題を明確に回避しうるのは、様々な規範理論が共通して認識する「基

本悪」(虐殺、戦争、疫病の蔓延など)の回避を主要な政治的帰結として想定する道具主義のみである。

②適用に関する問い (§4.2) : 仮に「道具的な手続き的価値」の定義が共有されていても、実際に道具主義を適用する際には、異なる政治的手続きの「道具的比較」を行う必要がある (e.g. 「いずれの手続きが、より正義に適った決定を下す見込みがあるか」など)。そうした比較を行う方法としては「直接的-経験的比較」「アナロジーへの訴えかけ」「数理モデルの適用」が考えられるが、いずれの方法も問題を抱えうる。

③正当化に関する問い : 定義と適用に関する上述の問いがいずれも満足に回答されたと仮定しても、なぜ政治的手続きの比較評価・正当化において道具主義に依拠すべきなのか、という問いは別個の考察を要する (§4.3)。先行研究における議論を再構成しつつ、本章は道具主義の支持論となりうる二つの議論を吟味する。

第一の議論は、非道具的な手続き的価値への訴えかけを全て禁止しうるような規範的原理の提示を試みるものである (§4.4)。D・ヴィーホフは、非道具的な手続き的価値への訴えかけが被治者の「道徳的独立」を侵害する、という議論を詳細に再構成している。この議論は、道具主義の支持論の中でも、不可避の従属と对人的支配の両問題の診断を可能にする規範的理想を提示している、という点で特に注目に値する。しかしヴィーホフは、道徳的独立の理想が必ずしも全ての非道具的価値への訴えかけを禁じるわけではないことを論じており、本章もヴィーホフの見解を採用する。したがって、上記の二つの問題を解決するためには、道具主義という理論を採用する必要はない、ということが明らかになる。

第二の議論は、「実質的請求権に基づく議論」である (§4.5)。この議論は、特定の政治的帰結 (例えば「基本悪」の回避など) に対する各人の道徳的請求権が非常に強力であることに着目し、そのような帰結を実現する傾向性は、いかなる非道具的な手続き的価値よりも重みづけられるべき、とりわけ重要な道具的価値である、と述べる。しかし本章は、明白に重要な帰結タイプに着目してもなお、そのような帰結が実現される見込みの改善が非道具的な手続き的価値 (政治的平等など) の実現に対して常に優先されると考えることは困難である、と指摘する。

以上の二つの議論への異議に加え、本章は、少なくとも先行研究において提示されている形態の道具主義が、道具的な手続き的価値の (非理想状況における) 局所的な最適化にのみ関心を払っていることを指摘する (§4.6)。例えば、道具主義に基づいてデモクラシーを批判する J・ブレナンは、人種やジェンダーにおけるマイノリティの平均的な政治的知識水準が (測定された限りでは) 低いという事実を所与とした上で、マイノリティの相対的な政治的影響機会が少なくなるようなエピストクラシーがより良く機能する可能性を指摘する。しかし、仮にこのような議論によってエピストクラシーが正当化されうるとしても、その正当化可能性を導く社会的事実 (例えば、マイノリティの政治的情報へのアクセス機会の過小) がそれ自体で規範的観点からの異論を招くような事実である場合には、「全ての事情を考慮して (all things considered)」正当化されたエピストクラシーは、なお規範

的観点からの異論に開かれている可能性がある。ブレナンをはじめ、多くの道具主義者はこの「異論を招く最適性の問題」に取り組んでいないが、本章は、この問題に明示的に取り組むような手続き的価値の理論がより有望である、という立場をとる。

第2部：社会的平等に基づく多元主義とその含意の要約

第5章 社会的平等に基づく多元主義に向けて

本論文の中心的な章となる第5章では、社会的平等に基づく多元主義を提示し、それが既存の理論が抱える諸問題を回避しうる理論であることを示す。この目標に向けた論述は、以下の段階を踏む。

- ① 「社会的平等」の理念に基づいて、政治的平等の非道具的価値を示す議論を再構成し、この議論が既存の非道具主義的理論について第1部で指摘した諸問題を回避しうることを示す。
- ② しかし、1.で再構成した議論に対して、道具主義からの異論が想定されることを確認する。この異論は、各人の平等な社会的地位に対して「手続き外的な脅威」が存在しうることを指摘し、そのような脅威を回避するにあたっての政治的手続きの道具的価値を重視する。
- ③ 社会的平等の理念に基づきつつも、2.で確認した道具主義からの異論に対して最も十全に応答しうる理論として、多元主義を提示・擁護する。

①第1段階 (§§5.1-3) では、主にN・コロドニーによって最も詳細に展開された、社会的平等の構成要素としての政治的平等の支持論を再構成する。この議論は、「誰も他者に対して社会的優位または劣位に立つことのない社会」の理想を政治的平等の要請の規範的基礎とする。この議論は、社会的平等の理想を参照することで、不可避の従属と对人的支配のいずれも、「個人間での社会的優位-劣位の関係を確立しうる事態」として診断することができる。同時に、この議論は、全員を拘束する決定に対して全員が平等な影響機会を有していること自体が、社会的優位-劣位関係の解消に寄与する、という考えに立つ。そのため、政治的平等の確立は、以上のように診断された道徳的問題の有効な解決策として示される。

②第2段階 (§§5.4-5) では、社会的（関係論的）平等主義のさまざまな見解が、社会経済的な財や機会の分配をはじめ、政治的手続きの外部における制度や実践が個々人の平等者としての社会関係を掘り崩しうることを懸念していることを指摘する。そのような懸念を念頭に置きつつ、「社会的平等の最大限の実現という目的のもとで政治的手続きを道具的に評価せよ」というR・アーネソンの提案の重要性を受け止める。

③第3段階 (§§5.6-5.10) では、社会的平等に基づく多元主義を提示・擁護する。この見解の要点は、社会的平等主義の観点から政治的手続きに対して提示される規範的要請を、

「政治的平等を確立し、かつ、道具的価値を最大化せよ」とする連言的要請として理解する点にある。義務論理 (deontic logic) に関する近年の研究によれば、連言的要請は、その各連言肢 (conjunct) のうち一つが確実に侵害される場合には、必ずしも他の連言肢の直接の要請を含まない。そのため、上記の規範的要請について言えば、「道具的価値を最大化せよ」という部分が侵害されるような場合には、「政治的平等を確立せよ」という部分が単体で要請されるとは限らない。

多元主義は、義務論理に関する以上の見解に依拠しつつ、政治的不平等が一定の条件下で (非理想的な社会的事実を含めた全ての事情を考慮した上で) 道具的理由から正当化されうる余地を認める。この点が、アーネソンの道具主義的異論に対する直接の応答となる。しかし、そのような正当化が行われたとしても、それは政治的不平等を確立する手続きがあらゆる異論を克服したということの意味しない。というのも、そうした手続きは、上述の連言的要請をあくまで侵害するからである。多元主義は、当の要請を満たすようなものへと政治的手続き、および政治的不平等の正当化に寄与したところの社会状況を改善していくべきである、という規範的含意を有する。

第6章 公正としての正義における政治的不平等

第6~7章では、第5章で展開した「社会的平等に基づく多元主義」の規範的含意を示す。第6章では一般有権者による投票の手続きにおける含意を、第7章では直接制と代表制の比較における含意を、それぞれ示す。

投票手続きに関しては、不平等な投票権の正当化可能性が重要な規範理論上の課題となっている。この課題への取り組みとして、第6章では、J・S・ミルの「複数投票制」の正当化可能性についての J・ロールズの議論を再構成し、その議論を社会的平等に基づく多元主義の適用例として描く。ミルの複数投票制とは、全市民に最低一票を保障しつつも、より高い政治的能力を示す一部市民にはより多くの票を投じる機会を保障するエピストクラティックな制度構想である。

ロールズは『正義論』の中で、政治的諸自由を含む全ての基本的諸自由の平等な保障を要請する正義の第一原理を提示しつつも、ミルの複数投票制が一定の条件下では「正義に適ったものでありうる」と示唆している。その条件とは、複数投票制の実施によって、政治的諸自由の平等が損なわれるとしても、全体としては「基本的諸自由のスキーム」が社会の全成員のためにより強固に保護される見込みがある、というものである (§§6.1-2)。

本章は、この見解を社会的平等に基づく多元主義を例示するものとして理解する。それは以下の理由による。ロールズは政治的諸自由の平等に諸市民の平等な地位を確立しうるものとしての非道具的価値を見出しており、その点では社会的平等の構成要素として政治的平等を価値づける立場を例示している。しかし、ロールズにとって、諸市民の平等な地位の確立は他の基本的諸自由の十全な保障をも要請するものである。したがって、仮に政治的平等の保障によって (例えば信教の自由への制限や法の下の平等の侵害などの形で)

他の基本的諸自由が脅かされるような非理想情況が成立するならば、その情況下では政治的平等からの逸脱は条件付きで許容されうる。本章はこの見解をロールズの正義構想の非理想理論における含意として整理し、彼の正義構想に内在する他の考慮事項（正義感覚、自尊の社会的基盤、公共的理性）に基づく異論に対して擁護する (§§6.3-5)。

第7章 政治的代表における社会的ヒエラルキー

代表制に関しては、この制度自体が確立する代表者と非代表者との間での政治的不平等の正当化可能性が、規範理論上の問題として認識されている。政治的不平等をそれ自体で不平等な社会関係の構成要素として問題視する社会的平等主義にとっては、この問題は特に重大である。そのため、近年の先行研究では、代表者が有するような特定の政治的影響機会（議会における発言権や投票権等）が、非代表者に対する代表者の社会的優位性を含意するという問題がいかんして解決されうるか、という問いが扱われている (§7.1)。

本章では、先行研究にて提示されている二つの解決策を批判的に検討し、いずれも失敗すると論じる。第一の解決策は「委任説」であり、非代表者が代表者をコントロールすることで委任代表が成立している場合には、後者は前者に対して社会的優位の立場には立たない、とする。しかし、第2章で検討した「非支配としての自由」に基づく理論と同様に、この解決策もまた、人民による代表者のコントロールという理想に訴えかける。この解決策は、個々の非代表者が何らかの重要な意味でコントロールを享受していると言える理由を明らかにしないため、（人民が代表者に対して劣位に立たないことは示せたとしても）個々人が社会的劣位に立ちうることを否定できていない (§7.2)。

第二の解決策は「インセンティブ付与説」であり、代表者の行為が非代表者の利害関心や要求を満たすための基準にしたがうような十分なインセンティブ構造が存在する場合には、代表者は非代表者に対して社会的優位の立場には立たない、とする。しかし、とりわけ政治的意思決定が、非代表者の利害関心や要求を満たすための基準がどのようなものであるべきかについての不合意を背景として行われる以上、少なくとも一部の非代表者にとっては、自身が受け入れている基準にもとづいて代表者の意思決定に従属させられることが不可避である。そのため、この解決策も、社会的劣位の立場に立たされることに抗する全ての個人の要求を満たすことには失敗する (§7.3)。

以上の議論から、代表制は代表者と（少なくとも一部の）非代表者との間の社会的優位-劣位の関係を確立することを避けられない、と結論づけられる。しかし本章では、多元主義の発想に基づき、この論点は代表制を正当化不可能とするものではない、と論じる。すなわち代表制は、直接制に対して（手続き外的な社会的不平等の縮減において）十分な道具的価値を有しており、かつ、個々の代表者が影響を行使しうる政策争点の範囲や任期に制度上の制限が設けられるならば、社会的平等主義の観点から異論を招きつつも正当化可能でありうる (§7.4)。